

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度学校教育設備整備費等補助金（特別支援教育設備整備費等）
に係る交付申請計画書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省初等中等教育局長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。
つきましては、募集対象事業を実施される学校法人におかれては、積極的な申請をご検討いただくとともに、交付申請計画書の提出に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、交付申請計画書を作成し、電子メールにより提出してください。

記

- 1 募集対象事業 (1) 特別支援教育設備整備事業 (2) 最新の情報機器等整備事業
(3) 学校安全設備整備事業
- 2 提出期限 令和3年9月7日（火）
※期限までに提出がない場合は、申請がないものとして取り扱います。
- 3 提出書類 ① 別紙様式1（1-1、1-2、1-3）
② 別紙様式2（2-1、2-2、2-3）
③ 整備する設備に関する見積書及びカタログ（定価、規格が記載されているもの）
- 4 提出方法 上記3に記載の提出書類（Excel データ等）を電子メールにより提出
- 5 提出先 (電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
※件名は「【学校名】令和3年度学校教育設備整備費等補助金（特別支援教育設備整備費等）」としてください。
- 6 留意事項
 - ① 補助対象となる事業は、学校法人が特別支援学校、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定めるところにより心身の故障に応じた特別の指導の場（通級指導教室）において障害に適応した教育を実施する上に必要とする募集対象事業となります。
 - ② 補助対象事業の詳細については、学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成15年4月1日文部科学大臣決定）に定める補助実施要領（別記2-2-1）の内容をご確認ください。
 - ③ 文部科学省からの依頼文及び様式は、以下URLの大阪府ホームページに掲載しています。
(URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyouwiki.html>)

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 井上、宮川
電話 06-6941-0351（内線4852）
E-mail : shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp